

令和5年度第3回あきる野市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和6年2月20日(火)午後7時30分

会場 あきる野市役所5階503会議室

1 開会

2 報告事項

- (1) 令和5年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の概要について
- (2) 令和6年度あきる野市国民健康保険特別会計予算の概要について
- (3) 令和5年度あきる野市特定健康診査等の実施状況について
- (4) あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- (5) あきる野市データヘルス計画について
- (6) 令和4年度あきる野市国民健康保険医療費分析について

3 その他

4 閉会

会議録署名委員(2名)

渡辺 哲也 委員 田中 恵子 委員

出席委員(11名)

会 長	中 村 一 広 君	会長職務代理者	原 田 ひろこ 君
委 員	松 本 博 恭 君	委 員	塚 田 政 夫 君
委 員	木 船 常 康 君	委 員	秋 間 利 郎 君
委 員	葉 山 隆 君	委 員	渡 辺 哲 也 君
委 員	田 中 恵 子 君	委 員	中 村 隆 夫 君
委 員	増 田 邦 子 君		

事務局

市民部長	薄 丈廣	保険年金課長	坂本 茂美
健康課長	中村 昌美	徴税課長	木元 博美
国民健康保険係長	市村 正一郎	国民健康保険係主査	小野 政之
健康づくり係長	関根 桂子	健康づくり係主査	吉村 多恵

○事務局 皆様、こんばんは。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

司会を務めさせていただきます国民健康保険係の市村です。よろしくお願いたします。

開会に先立ちまして、市民部長の薄より御挨拶を申し上げます。

○市民部長 皆様、こんばんは。市民部長の薄でございます。

本日は、大変お忙しい中、また夜分お疲れのところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回の12月に開催をいたしました運営協議会におきましては、来年度の財政状況について説明をさせていただき、委員の皆様からは国民健康保険税の税率改正等についていろいろ御意見を伺ったところでございます。その後、1月に入りまして、東京都からは来年度の国保事業費納付金の確定数値が示されたわけですが、結果としまして、12月に説明をしました仮算定の金額より減額された金額が示されました。このことから、市としましては、来年度の税率改正は行わないという判断をさせていただきまして、1月の運営協議会は開催も見送ったところでございます。やはり3年連続の税率の引上げは極力回避したいという考えもございましたので、市長とも協議をいたしまして、そういった判断をさせていただいたところでございます。なお、詳細につきましては、後ほど報告をさせていただきます。

また、本日は、そのほか予算関係、データヘルス計画などにつきまして御報告をさせていただいて、御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

あと、恐らく今回が委員の皆様現在の任期での最後の協議会になろうかと思っております。本当に長い間ありがとうございました。コロナで書面開催となった時期もでございますけれども、毎回本当に多くの御意見、御要望等をいただきまして、大変感謝をしております。本日、報告事項が中心となりますけれども、最後までよろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、机上有りまして本日の次第、事前にお送りしました資料1から資料3、データヘルス計画(案)に対して提出された意見の概要とそれに対する市の考え方、本日机上有り配りさせていただきました資料4、資料4-1、資料5、令和4年度あきる野市国民健康保険の医療費分析の冊子となっております。

また、このほかに、委員の皆様には、「東京の国保」を配付させていただいております。

資料の不足がございましたら、お申しつけください。

よろしいでしょうか。

それでは、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第6条に基づき、会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○会長 皆さん、こんばんは。

このメンバーで行う最後のということで今、話がありましたので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから、令和5年度第3回あきる野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

寺本委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

また、今まだ瀬戸岡委員が到着されていませんので、出席委員は11人です。定足数に達しておりますので、本日の会議を進めさせていただきます。

それでは、まず初めに、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の議事録署名委員は、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定により、田中委員、渡辺委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、発言をする場合は、挙手をもってお願いします。挙手した方を順番に指名させていただきますので、指名後に御発言をお願いいたします。

それでは、次第2、報告事項(1)「令和5年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の概要について」と、報告事項(2)「令和6年度あきる野市国民健康保険特別会計予算の概要について」の2件について、関連がありますので、併せて事務局から説明をお願いいたします。保険年金課長。

○保険年金課長 皆さん、こんばんは。保険年金課長、坂本でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項(1)令和5年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の概要につきまして、御説明をいたします。資料1を御覧ください。

こちらは、2月15日の市議会3月定例会議に上程をいたしまして、可決されました補正予算の御報告となります。上段が歳入予算、下段が歳出予算でございます。

予算総額でございますが、補正前の87億449万円に今回の補正予算額の1573万3000円を追加いたしまして、補正後の予算額を87億2022万3000円とするものでございます。

まず、上段の歳入でございます。

第5款繰入金1573万3000円の追加でございます。こちらは低所得者に対する保険税の軽減の状況に応じて、国や都から交付される保険基盤安定負担金の交付額が確定しまして、増額となったものでございます。

次に、下段の歳出でございます。

第6款基金積立金341万5000円の追加は、本補正予算における財政調整の結果、余剰分について今後活用するため、積立てを行うものでございます。

第7款諸支出金1231万8000円の追加は、前年度実績に基づく国都支出金の返還金について計上したものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、報告事項(2)令和6年度あきる野市国民健康保険特別会計予算の概要について、御説明をいたします。予算内容の御報告の前に、令和6年度の国民健康保険税について御報告をさせていただきます。資料2を御覧ください。

1月に令和6年度の国民健康保険事業費納付金額が確定をいたしました。

項番1の表の一番下の6年度確定額となりますが、東京都全体での必要額が4620億8338万円となりまして、仮係数での4660億413万4000円から約39億2075万4000円の下方修正となりました。このうち、あきる野市に割り当てられた納付金額につきましては25億6424万2000円となり、仮係数での25億8596万9000円から約2172万円下がりまして、前年比では1億3338万7000円の減額という結果となりました。

今回の確定係数の算定には、被保険者数の減少と医療費の見込みの見直しが影響しております。

資料の項番2の(1)被保険者数でございます。令和6年度の東京都の被保険者数見込みは、前年比4.48%の減とされております。本市の被保険者数の見込みにつきましては、

前年比8.60%とかなりの減少率となっております。これはあくまで納付金算定の際に国が定めた定数率を掛けた算出上の見込数となっております。直近の1月末の被保険者数は1万6451人でございます。今年度の納付金の減額の大きな要因がこの被保険者数の算定値と見込んでおります。

(2) 1人当たりの医療費につきましては、当初、東京都は、1人当たりの医療費を39万2925円と見込んでおりましたが、ここで38万7289円に下方修正したというところでございます。

この算定結果に基づきまして、次のページ、項番3の財源不足額についてですが、本来の財源である国民健康保険税、一般会計からの法定内繰入れ、国都支出金等から見込みとなる歳出入額を算定した結果、6億2400万円の不足額が生じると算定をいたしました。

項番4の解消案といたしましては、これまでもお話ししておりますように、国からの財政健全化計画に基づき、一般会計からの繰入れを減らすよう示されておりますので、財源不足の補填として税率の改定を御提案するところではございますけれども、先ほど部長からも話がありましたように、令和4年度、5年度と2か年連続して9.3%、6.6%と大幅な改定を実施してきたところでございますので、令和6年度につきましては、現在の国民健康保険基金の残高を最大限活用いたしまして、残りの5億2400万円は一般会計からの繰入れを充て、税率の改正は行わないという決断をさせていただきました。

確定額が提示された際の東京都の説明によりますと、今後も1人当たりの診療費は増加していく見通しであること、そして平成30年度から実施しています財政健全化計画、赤字解消計画の実施につきましては、令和6年度に改定される国保運営方針等におきましても、解消年度の短縮ですとかさらなる強化が求められること、また少子化対策の財源となる子育て支援金の開始など、今後、被保険者への負担が大きくなることへの懸念等、国保運営には多くの課題がございますけれども、令和6年度につきましては、このような結論とさせていただくものでございます。

ページをおめくりいただきまして、最後に項番5、基金の状況でございます。残額につきましては表のとおりとなりまして、この3月補正において340万円ほど積み立てることができましたので、今年度末、令和5年度末の残額につきましては1億1194万2277円になる見込みでございます。

ここから、令和6年度の当初予算に1億円を計上しましたので、現状としましては、令和6年度は1194万円からのスタートになると思っております。

続きまして、令和6年度あきる野市国民健康保険特別会計予算の概要について御説明をさせていただきます。資料3を御覧ください。

令和6年度の当初予算額は83億4616万1000円で、前年度比は2億3056万6000円の減となっております。

それでは、主な歳入予算について御説明させていただきます。

まず、第1款の国民健康保険税でございます。令和6年度の予算額は15億6038万3000円で、前年度当初比で1億848万5000円の減となっております。

次に、第2款の国庫支出金38万円の減額は、令和5年度に時限的に実施されました出産育児一時金臨時補助金の減額によるものでございます。

第3款の都支出金でございます。予算額は57億4246万7000円で、前年度比1億438万9000円の減となります。これは、保険給付費に対する交付金となります普通交付金の額が被保険者数の減少により減額したことなどによるものでございます。

第5款の繰入金でございます。予算額は10億3029万5000円で、前年度当初比で1731万2000円の減となっております。このうちの法定外繰入金は5億2400万円でございます。

次に、下段の歳出予算について御説明をいたします。

第1款の総務費でございます。令和6年度の予算額は2459万円で、前年度当初比では854万円の減となっております。これは令和5年度が被保険者証の更新年であったことからの減額となっております。

第2款保険給付費でございます。予算額は56億1474万2000円で、被保険者数の減を見込み、前年度当初比8183万3000円の減となっております。

第3款国民健康保険事業費納付金でございます。予算額は、25億6429万8000円でございます。東京都が都内全体の保険給付費と、国などからの財源の推計を行う中で、最終的に必要な財源を各市区町村に国保事業費納付金として割り当てております。

最後に第5款保健事業費の減額784万3000円は、ここでパブリックコメントを終了いたしまして、この後、御報告をいたします国保データヘルス計画の策定委託料の減額等によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○会長 説明が終わりました。質疑、御意見のある方はお願ひいたします。

委員。

○委員 御説明どうもありがとうございました。

被用者保険の代表としての意見ということなのですが、先ほどの繰入れの関係で、都のほうから説明があったところなのですが、赤字解消のところについての期間の短縮をという御発言があったと思うのですが、こちらについては、どれぐらいをめぐりに何年間で赤字を解消していくという都の方針みたいなものはどのような説明があったのでしょうか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 御質問ありがとうございます。

具体的に何年で短縮というような形の案というのはまだ出ておりません。ですので、とにかく今立てている計画についてできるだけ早く解消をするようにということだと思っております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 委員。

○委員 これだけデータをまとめるのは大変だと思いますけれども、2番目の資料2の令和6年度の納付金の算定基礎というのがあるのですが、東京都の4.48%に比べてあきる野市が8.60%減するという、単純に計算すると1,500人に近い人が1年で減るといふ被保険者数です。これは単なる係数をかけるといふふうになってくるのですか。何であきる野市がこんなに大きく減るのかよく分からなかったもので、そこをちょっと教えてほしいなと思ったのです。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 係数と言って先ほども御説明させていただいたのですが、納付金を算定する際に、被保険者数をどのように計算するかという式がございまして、そちらの式にこれまでの実績を入れますと、見込の数値が出るような計算式になっております。私どももこんなに減るものかと思って、今回はびっくりしているところではあるのですが、現

状に則していない部分はあるのですが、実際に東京都のほうで算定した数字がこの数字という形になっております。

○委員 予算に変更が結構出てきそうな感じがしますけれども、それはちょっとどうかなと思っていましたのですけれども、一応課長もちょっと変だなとは思ってはいるということですね。分かりました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

委員。

○委員 よろしくをお願いします。

資料3の歳出の総務費なのですが、減額理由のところ、保険証更新年でないために減と書いてあります。マイナンバーカードと一体化するという予定があるようなのですが、これだと保険証が更新されるときは増額されるように感じるのですが、今後どういう方向で保険証を取り扱うのかなということをお聞きしたいと思います。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 保険証の更新につきましては現在は2年更新ということで、令和5年10月に新しい保険証を2年間の有効期限で出ささせていただいているところです。今まで2年更新ということで保険証の更新をさせていただいていたところなのですが、国のほうから、令和6年12月2日をもって紙の保険証は廃止という方針が出ておりますので、もうこの後の保険証の更新というのはないということでございます。

12月2日以降につきましては、資格確認書とか資格情報のお知らせとかいう形で、どういった方法でやるかというところは、まだ、検討しているところでございまして、予算につきましても確定という形で出ておりませんので、令和6年度に入ってから、増額することであれば補正予算という形を考えております。

○委員 そうすると資格証みたいに代わる何らかのものが今度増額になる可能性があるということですか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 現在、有効期限が令和7年9月30日までの保険証を交付してございますので、当座は12月2日過ぎましても、現在お持ちの保険証の有効期限までは使えるということですので、令和6年度については保険証更新で増額ということは考えておりません。

○会長 委員。

○委員 今の話の続きですが、マイナンバーカードと保険証がまだリンクしていない人というのは、あきる野市では何%ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 現在、ひもづけをされている方が50%ぐらいという情報はいただいているのですが、その部分の確認が市のほうでは取れませんので、一応ひもづけをされている方のほうは50%ぐらいというふうに伺っております。

○委員 分かりました。

○会長 委員。

○委員 私は、特別会計予算の概要の資料3の国民健康保険税の内訳とありますね。この中で、一般被保険者分という中で、滞繰分は簡単に言ってしまうと延滞分と解釈してよろしいでしょうか。未収納と考えていいのですか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 そうですね。滞納されているというか、滞納繰越分という形になります。

○委員 そのことについて、今年で4400万円、令和5年度で5400万円、令和2年度、3年度、4年度で見ると6000万円、4700万円、4800万円と減るには減っているけれども、金額的にはかなりの金額ですね。税率もいろいろ配慮されているけれども、普通に支払って納めている人からすると、金額的に何か釈然としない気持ちがあるわけなのです。いつもこの小冊子なんかを見ると、必ず未収納のことについて記事があります。ほとんどいつも載っているような感じですがけれども、その辺、あきる野市ではどのように考えているかお聞きしたいのです。

○会長 徴税課長。

○徴税課長 徴税課のほうでお答えさせていただきます。

滞繰分と申しますのは、前年度まで課税されたものでまだ収納されていないものになっております。あきる野市では、過去ずっと滞繰分の解消、経年分も含めてかなり差押え等も強化してやってきております。ただ、やはりどうしても国保世帯の中で所得が低くて納税ができないという方も一定数いるのが現状でございます。納付意思があるか、あと納税できる財産があるか、納税している方が90%以上を超えますので、滞納になった時点で徴税課のほうではいろいろ督促状とか各種催告状を発送しまして、納付のお願いをしております。それでも納付がない方については差押え処分等を執行して、少しでも解消するように努めているところであります。少しでも納税につながりますように、徴税課のほうでは努力をさせていただいております。以上になります。

○会長 よろしいですか。

続いて、委員。

○委員 今、質問があった中で、差押えについては、その生活が成り立たないような人には差押えはしないのではないかなと思うので、多分そういう形でやっていらっしゃるのではないかなと思います。

○会長 徴税課長。

○徴税課長 おっしゃるとおりでございます。どうしても差し押さえできる財産がないとか資力がない方については、差押えのほうはせずにというものもでございます。以上になります。

○会長 委員。

○塚田委員 マイナンバーカードを使っているいろいろなトラブルがあちこちで起きているという状況があるみたいですがけれども、その辺についてはこちらのほうに届いたりしているのでしょうか。医療段階だけですがけれども。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 特にマイナンバーカードについての被保険者の方からのお問合せというのは現在はないです。医療機関のほうからお問合せがあったということはあります。

○委員 使う人が少なくなっているという話も出ているので、トラブルが大分あるのかなという気がしているのです。

○会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

それでは、ないようですので、次に移りたいと思います。

続きまして、報告事項(3)「令和5年度あきる野市特定健康診査等の実施状況について」、事務局より説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 健康課健康づくり係の吉村と申します。よろしく願いいたします。

令和5年度あきる野市特定健康診査等の実施状況について報告させていただきます。資料

4を御覧ください。

初めに1ページ目、1「特定健康診査」から報告いたします。

(1)対象者数、令和5年度特定健診の受診券を発行した対象者数は1万3381人で、令和4年度より709人減少いたしました。

(2)月別受診状況、令和4年度と5年度の月別受診者数、受診率、受診割合を記載しております。

令和5年度につきましては、1月31日現在、国保連合会に健診結果登録済みの人数を記載しております。最終人数は3月に確定する予定です。

令和5年度の健診実施期間は、終了時期を1か月延長し、10月までの5か月間実施いたしました。

現在確認できている令和5年度の受診者数は、その他健診受診者を含め6,213人、受診率は46.43%となっております。令和4年度と比較いたしますと、受診率は約2ポイント上昇しております。

(3)年齢別受診状況です。年齢別の受診状況を見ますと、現在確認できている令和5年度の受診率は40歳代が25.6%、50歳代が34.5%、60歳代が49.58%、70歳代が58.02%となっております。令和4年度と比較いたしますと、どの年代も約2ポイント上昇しております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。2「特定保健指導」の報告をいたします。

今年度の委託業者は、昨年度と同様の株式会社現代けんこう出版となっております。

今年度は、参加者数の向上を目指して、再勧奨のはがきの送付や体組成を測定するインボディ測定と健康運動指導士による講義と実技を含めた運動セミナー、野菜摂取量を測定するベジチェックを含めた栄養セミナーを取り入れて事業を実施しております。

現在も特定保健指導の期間中のため、途中経過の数字ではありますが、第4クールまでの対象者数は594人、参加者は50人で参加率が8.42%となっております。

3月に行われる栄養セミナーは、グループでの初回面接を組み込んだ内容を予定しており、午前、午後で最大16人の参加が可能となります。3月の栄養セミナーと個別面接は、過去のクールの未利用者の方へも再勧奨を行い、参加者数の増加を目指してまいります。

続きまして、3「受診率向上対策」の報告をいたします。

特定健康診査の受診券等送付時の封筒はオレンジ色にし、森っこサンちゃんのイラストを載せ、市からの大切なお知らせであることを明記いたしました。

がん検診の受診率向上との相乗効果を狙いまして、大腸がん・前立腺がん検診の同時実施を行いました。また、あきる野市の広報紙やホームページ、メール配信等により特定健康診査の周知を実施いたしました。

そのほか、健診期間中をPRするため健診を実施している医療機関や市内の公共施設等へのポスターの掲示、地域イキイキ元気づくり事業の参加者への受診勧奨などの取組を実施いたしました。

健診未受診者の対策として、8月には全年代の未受診者1万2450人に、9月には受診率の低い40歳から59歳までの未受診者4,011人に受診勧奨はがきを送付いたしました。

はがきには、受診勧奨の内容とともに、事業主健診や人間ドックを受診された方への結果提出のお願いと電子申請システムを活用した未受診者アンケートも記載いたしました。

健診結果の提出につきましては、1ページに記載してありますように、27人の方が提出

してくださり、特定健診の結果として国保連合会のシステムで入力いたしました。そのほかにも、定期的に受診している医療機関の検査結果を御提出していただいた方が数人いらっしゃいましたが、検査項目が特定健診の項目に満たないために、登録させていただくことができませんでした。

未受診者アンケートにつきましては、この後御報告させていただきますが、182人の方に御回答いただきました。

勸奨はがきの内容を変更したことで、皆様からの御反応があったことを踏まえまして、令和6年度につきましても、引き続き実施していきたいと考えております。

最後に3ページ目を御覧ください。4「特定健康診査未受診者アンケート集計結果」について報告いたします。

回答者の年齢区分は(1)の円グラフのとおりです。60歳代が最も多く38%、次いで70歳代が32%となっております。未受診者の多い40歳代、50歳代の回答は14%、15%となっております。

健診を受診しない理由は(2)の棒グラフのとおりです。最も多かったのは、「かかりつけ医に定期的に通院しているから」でした。次いで多いのは「職場の健診や人間ドック等を受診したから」「心配があるときには、医療機関を受診するから」でした。

受診してみたい健診体制の意見につきましては(3)の棒グラフのとおりです。最も多かったのは、「今後も受診するつもりはない」ということでしたが、次いで多かったのは「予約なしで受診できる医療機関の充実」「簡単に予約できるシステム」でした。

これらのアンケート結果は、令和6年度特定健康診査等検討会において、検討材料として活用していく予定です。

以上、令和5年度あきる野市特定健康診査等の実施状況についての御報告となります。

引き続き、厚生労働省が公表しております令和6年度からの第4期特定健康診査・特定保健指導の変更点について、前回口頭で御説明いたしましたが、改めて資料を用いて御説明いたします。

資料4-1、1ページ目を御覧ください。特定健康診査の問診票の変更になります。

変更点は4点ございます。

1点目は、喫煙に関する質問について、回答項目が変更されます。「現在、たばこを習慣的に吸っていますか」という質問の内容は変更されておりましたが、回答項目が「はい」「いいえ」の2項目から、「以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない」という項目が追加され、3項目になります。

2点目は、飲酒頻度に関する質問について、回答項目が変更されます。こちらも「お酒を飲む頻度はどのくらいですか」という質問内容は変更されておりましたが、回答項目が3項目から記載されている8項目へと変更されます。

3点目は、飲酒量に関する質問について、回答項目が変更されます。日本酒1合に相当する他のアルコールの種類がアルコール度数と量が細かく表記され、回答項目が4項目から5項目へと変更されます。

4点目は、特定保健指導に関する質問について、質問内容が変更されます。「生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか」という質問から、「生活習慣の改善について、これまでに保健指導を受けたことがありますか」という質問に変更されます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。健診項目の変更点についてになります。

令和5年度までは、脂質検査の中性脂肪について、空腹時中性脂肪の値のみが結果として認められておりましたが、令和6年度からは随時中性脂肪の検査も可能となります。空腹時中性脂肪は、食後10時間以上経過している場合、随時中性脂肪は食事から3時間半以上10時間未満の場合となります。

随時中性脂肪が追加されることに伴いまして、保健指導判定値も随時中性脂肪の値が追加されず。

続きまして、3ページ目を御覧ください。特定保健指導の変更点となります。

積極的支援における継続支援につきまして、第3期はプロセス評価のみで180ポイントを達成するよう支援プログラムを立てておりましたが、第4期からは、生活習慣の改善状況や体重、腹囲の減少結果のアウトカム評価と、プロセス評価を合わせて180ポイント達成できるように支援プログラムを立てていくこととなります。委託業者には、この評価指標を達成できるよう支援プログラムの立案をお願いすることとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○会長 説明が終わりました。質疑、御意見のある方はお願いたします。

委員。

○委員 令和5年度は期間を1か月延ばしましたが、令和6年度はどうするつもりですか。

○会長 事務局。

○事務局 今年度、検討会を実施いたしまして、医師会と調整の結果、来年度は特定健診につきましては5月の連休明け7日からということで、開始時期も1か月早めて、終了時期は10月末ということで、合計6か月間実施する予定としております。

○委員 5月からですね。

○事務局 はい。

○委員 10月まで。

○会長 5月7日から10月末までということですか。

委員。

○委員 受診した方は、令和4年度は6,246人ですね。令和5年度はまたこれから増えるのですか。あまり増えないのですか。

○会長 事務局。

○事務局 今現在記載してあります結果につきましては、1月31日現在の登録済みの件数ということになりまして、今後、2月、3月と再度、国保連のほうに提出されている結果を出しますので、例年ですと50人程度はまた増える見込みとなっております。

○会長 委員。

○委員 1か月増やしたものですから、受診率も増えていただかないとということで、少し増えたのが、1か月増やしたことによる効果があったのかと、そういう感じがします。

もう一つ聞きたいのは、特定保健指導ですが、前も聞いたかもしれないですけども、毎年やっていて、重なる方というのはいらっしゃいますか、いないのですか、それから、何年か重複して受ける方はいらっしゃいますか、いないのですかということと、あとは毎年受けても面白いものなのではないかということになります。

○会長 事務局。

○事務局 今、第4期の計画を策定するに当たりまして、令和元年度から4年度までの特定保健指導の現状などを分析しているところではありますが、継続して受診をされてい

る方もいらっしゃいますし、毎年対象者になる方もいらっしゃいますが、保健指導を受けたことで、今まで積極的勧奨だった方が異常なしになっていらっしゃる方というのも実際いらっしゃいまして、保健指導を利用した方のほうが利用していない方よりも改善している率は10%程度高いという結果は出ておりますので、今後の保健指導のところでは、利用することで改善が実際見られているということを皆様にも周知して、利用勧奨につなげていきたいと考えております。

○委員 毎年受けても、内容は相当違うのですか。去年受けたから今年は受けたくないとか、そういうことにならないのですか。

○会長 事務局。

○事務局 業者のほうは毎年競争入札で決定いたしますので、業者自体が変更されますと、配付する資料ですとか教材、あと指導の内容というのも若干変更がございます。2年続けて同じ業者の場合ですと、対象者の方も同じ方もいらっしゃいますので、その方には引き続きの指導という形で対応していただくことができているかと思えます。

○会長 委員。

○委員 私も健診を受けたのですけれども、はがきが来たのです。ちょっと怪しげなはがきなのです。医者は何もないと言ったのだけれども、そのはがきを送ってきたので、ええっと思ったのです。はがきがちょっと怪しげなので、少し改善されたほうがいい感じがするのです。どこから来ているのかよく分からない。最近変な電話が来ると絶対出ませんけれども、それと同じような雰囲気はちょっとあったので、これからカウンセリングの日があったので一応申し込んであるのですけれども、お医者さんは何もないねと言ったのですけれども、はがきが来たということで、ギャップを感じたことが私の体験としてあったということです。

はがきがちょっと変だなというのがあったのですけれども、本当に令和5年度はよく頑張っていて、いろいろな通知をされてやられたと思うのですけれども、もうちょっとその辺のところで、2ポイントは上昇したとはいっても、我々はよく頑張っているなと思えますけれども、スタッフの人たちは、それだけの努力に対して、自分たちが望んだパーセンテージまで行っているのかどうか。もしくは、次はどうされるのかみたいなことは、感想だけお伺いしたいなと思っています。

○会長 事務局。

○事務局 ありがとうございます。健診の受診率につきましては、現時点で2ポイント上昇していますので、担当者間では喜んでおります。さらに3月までの確定値がありますので、欲を言えば48%ぐらいまでいくといいねということで期待はしているのですが、実際低いと残念なので、今の時点で取りあえず満足はしようということで話はしております。

○委員 大変お疲れさまでした。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

委員。

○委員 未受診の理由の中で、かかりつけ医に行っているからとか、心配があるときは医療機関を受診するからという方が結構いらっしゃるのですけれども、早期発見がもともとの目的なので、その辺は御存じの上でこういう言い方をしているのかとか、それから、かかりつけ医といっても別に特定健診でやっているものの全てを見ているわけではないので、誤解があるのではないかなと思うので、その辺はきちんと伝えないといけないのではないかなと思ったところです。

それから、人間ドックを受けている方は、ほとんど特定健診の中身は含まれているので、

もっといらっしゃるのではないかなと。答えた人は僅かな人だと思うので、その辺はきちんと調査したほうがいいのではないかなと思っています。

○会長 御意見ということでよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 委員。

○委員 今回のアンケートなのですが、特定健診の未受診の方が182人と書いてあるのですが、その前のページの(6)で8月と9月に相応の人数に勧奨のはがきを送っているのですが、それに対して182人しか来ていないということなのではないでしょうか。

○会長 事務局。

○事務局 こちらのアンケートにつきましては、8月、9月の2つの受診勧奨のはがきに記載しておりますので、40歳代、50歳代の方は2回同じアンケートが記載されたはがきが送付されているということになります。

○会長 委員。

○委員 回答率がすごく低いではないですか。そうすると、そこに書いてあるいろいろな傾向は分かるかもしれませんが、もっと違う理由がいっぱい、要はなぜアンケートを返さないのかという、そちらの方のほうが問題なのかなと考えているので、そこをもうちょっと掘り起こしたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○会長 御意見ということで。

ほかにいかがでしょうか。

委員。

○委員 私の近くでも受けて分かったのがよかった、助かったという声もあるので、そういう声を集めて、それを流していくというほうが大事なのではないかなというふうには感じます。

○会長 御意見ということでよろしいでしょうか。

委員。

○委員 今回の関連なのですが、前回の会議のときに健診を受けた方の医療費と受けなかった方の医療費の差があったのではないですか。あれは明らかに健診を受けた方が医療費が低かったわけですね。それは特定健診を受けると早めに早期発見ができて、こういう事実があるということをもうちょっとアピールして、来るといいのだぞということをお知らせされると何らかの受診率の向上につながるのではないかなと思います。よろしくお祈りします。

○会長 御意見ということで。

ほかにございますでしょうか。

ないようですので、次に移りたいと思います。

続きまして、報告事項(4)「あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、事務局より説明をお願いします。保険年金課長。

○保険年金課長 資料5を御覧ください。

こちらは、前回の12月の会議の際に予定として御説明をいたしました国の地方税法施行令の改正に伴う保険税条例の一部改正についてでございます。

1つ目は、軽減判定基準額の見直しでございます。

低所得者対策として、世帯の所得金額により設定された基準に応じて、均等割額に7割、

5割、2割の軽減がされることになっております。今回の改正は、このうち5割、2割軽減を判定する所得金額の引上げを行うものでございます。

表を御覧いただきまして、5割軽減につきましては、基準額を現行の29万円から5,000円上乗せした29万5000円に、2割軽減につきましては、現行の53万5000円に1万円を上乗せしまして54万5000円に見直しをいたします。

この見直しにより影響を受ける世帯数は全体で57世帯、影響額は144万5000円ほど見込んでいるところでございます。下の※印にもございますとおり、軽減額の144万5000円につきましては、都と市での負担となります。しかしながら、市の負担の4分の1分につきましては交付税で措置されるため、実質的な市の負担はないということになっております。

次に、項番2の賦課限度額の引上げでございませう。

今回の改正は、昨年に引き続き、後期高齢者医療制度を支援するための後期高齢者支援金等分に係る賦課限度額が、現行の22万円から24万円に2万円引き上げられます。医療分と介護分につきましては据え置きということで、合計では、現行の104万円を106万円に引き上げるものでございませう。

限度額到達の総所得金額、下の(1)になりますが、あくまでもこちらは1人世帯でのモデルケースとなります。今回の引上げによって限度額に達する方の所得、支援金分の部分ですけれども、現行がおおむね1046万円であったものが、改正によりまして1143万円の方が限度額に達するということとなります。この引上げの影響につきましては、その下(2)になりますが、138世帯に影響がありまして、約249万円の増収になると見込んでおります。

施行日は令和6年の4月1日として3月定例会議に上程する予定でございませうが、地方税法の施行令につきましては通常、年度末に交付ということになっておりますので、施行日については、3月の範囲で規則で定めるとして出す予定でございませう。

説明は以上でございませう。

○会長 説明が終わりました。質疑、御意見のある方はお願いいたします。

何かございませうでしょうか。

委員。

○委員 限度額は1人世帯の場合でやっていますね。2人世帯だとそのぐらい行ってしまう人というのがいらっしゃるのかどうか分からないのだけれども、2人世帯の場合の収入限度額、そういう方はいらっしゃるのですか。

○保険年金課長 すみませう。2人世帯の場合のモデルケースをお出ししておりませう。

○委員 138世帯から115世帯とか書いてあるのだけれども、そこは大体1人世帯と見ているのかな。

○保険年金課長 モデルケースについて、お1人世帯での場合とさせていただいたものです。影響のある世帯については、お1人世帯とは限りませう。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、次に移りたいと思ひます。

続きまして、報告事項(5)「あきる野市データヘルス計画について」、事務局より説明をお願いいたします。保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、国保データヘルス計画についてということで、資料番号はござ

いませんが、事前に配付をさせていただきました提出された意見の概要とそれに対する市の考え方という資料を御覧ください。

第2回の協議会において御説明をさせていただきました国保データヘルス計画のパブリックコメントが無事終了いたしましたので御報告をいたします。

令和6年1月15日から2月5日までの3週間で実施をいたしました。

いただきました御意見は、資料でございます1点でございます。本日、委員の皆様と共有させていただきます。今後、ホームページ等で公表する予定でございます。

本計画につきましては、文言等の最終校正をいたしまして、3月に議会報告の後、完成予定でございます。完成しましたら皆様にまたお配りをさせていただく予定でございますので、御確認のほうをよろしくお願いいたします。

報告は以上になります。

○会長 説明が終わりました。質疑、御意見のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にないようなので、次に移りたいと思います。

続きまして、報告事項(6)「令和4年度あきる野市国民健康保険医療費分析について」、事務局より説明をお願いいたします。保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、令和4年度あきる野市国民健康保険の医療費分析について御報告させていただきます。本日机前にお配りしました分析書になります。

被保険者数から疾病、12ページから細小分類による疾病の状況等々、昨年と同じ形のものになっておりますので、内容につきましては御覧いただいて、御確認をいただければと思っております。

以上でございます。

○会長 報告が終わりました。質疑、御意見のある方はお願いいたします。

かなり厚い資料でもありますので、今すぐにといいわけにはいかないかもしれないので、見ておいていただいて、何かあればまた担当のほうにといいことでもよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員。

○委員 聞き間違えたかもしれないのですが、この医療費分析は今年でおしまいになるとおっしゃいましたでしょうか。

○保険年金課長 申し上げます。また来年もつくらせていただく予定でございます。

○会長 現状でお気づきの点はございますか。

委員。

○委員 確認ですけれども、2ページに平均寿命というのがあるのですが、男性と女性とあって、あきる野市と東京都と国の比較があるのですが、あきる野市は男性は81.1歳、女性は86.4歳ですが、この平均寿命というのは何が平均寿命なのでしょう。健康寿命とかいろいろとあると思うのですが、どの状態を平均寿命というふうに称しているのか御説明をお願いしたいと思います。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 おっしゃられた健康寿命とはまた違うものでして、その年齢の方がその後何年生きられるかという期待値、データヘルス計画の11ページにもございますが、0歳時点での平均余命という形になってございます。それを平均寿命という形でお知らせしていただ

いております。

○会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、ないようですので、次に移りたいと思います。

最後に次第3「その他」になります。事務局から何かありますか。

○事務局 その他としまして、次回開催なのですけれども、年度が替わりまして、令和6年の8月を予定しております。通例、8月開催ということになるのですけれども、現在の委員の皆様任期につきましては、令和6年6月30日までとなります。年度が替わりましたら、次の任期期間の委嘱の手続きを進めていきたいと思っております。その際には、被保険者代表の委員の方につきましては改めて公募という形になりますので、またぜひ御応募いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○会長 その他、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

それでは、ないようですので、これをもちまして議事のほうは全て終了いたします。

今回、最後ということで、委員、最後にもし何かありましたら。

○委員 いろいろ意見を述べさせていただきまして、ありがとうございました。本来ならば後期高齢者に入っているの、本当はあれだったのですけれども、任期まではいいと言われたので、いよいよ最後になったと思っております。どうもいろいろ皆さんありがとうございました。

(拍手)

○会長 市民部長。

○市民部長 ありがとうございます。

税率改正について補足させていただきたいのですけれども、先ほど課長から話がありましたとおり、算定上の見込みでは、被保険者数が来年度はあきる野市はすごく減るといふ算定結果が出まして、結局、東京都全体の必要な医療費を被保険者数と所得で案分して各市の納付金が決まるといふ、そういう計算上、被保険者が少なければ少ないほど、来年度東京都に納める納付金が少なく済むといふ、そんなような計算式なのです。ということで、来年度については想定していたよりも納付金がすごく少なく済んだ。ただ、そうは言っても基金も使い切ってしまうし、一般会計からの法定外繰入れも5億円を超えているということで、国保の財政運営上は決していい状態ではないのです。

何とか一般会計にも協力してもらって、財源は確保できたので、来年度は税率改正をしないでおこうと。ただ、令和7年度以降を考えれば、少しでも税率を上げておいて、保険者側としては少しでも財源を確保しておきたいといふ、そういう気持ちはあったのですけれども、逆に被保険者の皆様から見れば、当然上げないで、少しでも税率が低くて、税額が少しでも少なく済めばそれに越したことはないわけですから、令和6年度はそちらのほうを取らせていただいたということでございます。ただ、令和7年度以降は、やはり1人当たりの医療費も上がっていますので、なかなか厳しい状況が続くのかなというふうには思っています。なので、今後ともよろしくお願いいたします。

そして、公募委員の皆様、本当にありがとうございました。委員は非常に残念なのですけれども、年齢で制限になってしまうものですから、ほかの皆様、もし次回も興味がありましたら、ぜひ公募委員として、御応募いただければ大変ありがたいなと思っております。

本当にありがとうございました。

○会長 どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。